

草津市公報

発行日 令和3年5月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 9 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ保健課) 2

◎ 告 示

地縁による団体の認可について(まちづくり協働課) 2
 地縁による団体の告示内容の変更について(まちづくり協働課) 3
 草津市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱(子育て相談センター) 3
 令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領について(総務課) 5
 草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業
 実施要綱(子ども家庭課) 5
 草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱(健康福祉政策課) 29
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) 29
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
 関する法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) 30
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課) 30
 令和3年度草津市一般廃棄物処理実施計画について(資源循環推進課) 30
 公示送達について(納税課) 30
 草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(商工観光労政課) 31

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) 32
 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) 35
 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) 38
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 40
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 41
 令和3年度草津市教育委員候補者の公募について(職員課) 41
 農用地利用集積計画について(農林水産課) 43

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) 43

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について 43

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）44

条 例

草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月21日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第12号

草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

草津市立健康広場の設置および管理に関する条例(昭和56年草津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表草津市立野村健康広場の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年4月21日掲示済み)

告 示

草津市告示第173号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月19日

草津市長 橋 川 渉

記

1 名称

不動浜町内会

2 規約に定める目的

不動浜町内会は、会員相互および会内外の諸団体との協力、協調のもとに会員の教養を高め、福祉を増進し、地域社会環境の整備や防災などに努め、また行政との協議、協力を進めつつ町民のための町づくりを行うことを目的とし、次の活動を行う。

- 1) 住民相互の連絡、交流・親睦に関する事
- 2) 防犯、防災および安全に関する事
- 3) 人権意識の普及、高揚に関する事

4) 美化・清掃、環境整備に関する事

5) 文化の向上および体育振興に関する事

6) 社会福祉および健康増進に関する事

7) 施設等の維持管理と利用増進に関する事

8) 行政および各種団体との連絡調整に関する事

9) その他、町内会の目的達成に必要な事業

3 区域

別添付図に定めるとおりとする。ただし、他の町内会に属する住民の居住区を除く。

4 主たる事務所

不動浜会館 草津市南山田町1712番地2

5 代表者の氏名および住所

杉江 明 草津市南山田町421番地3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名および住所)

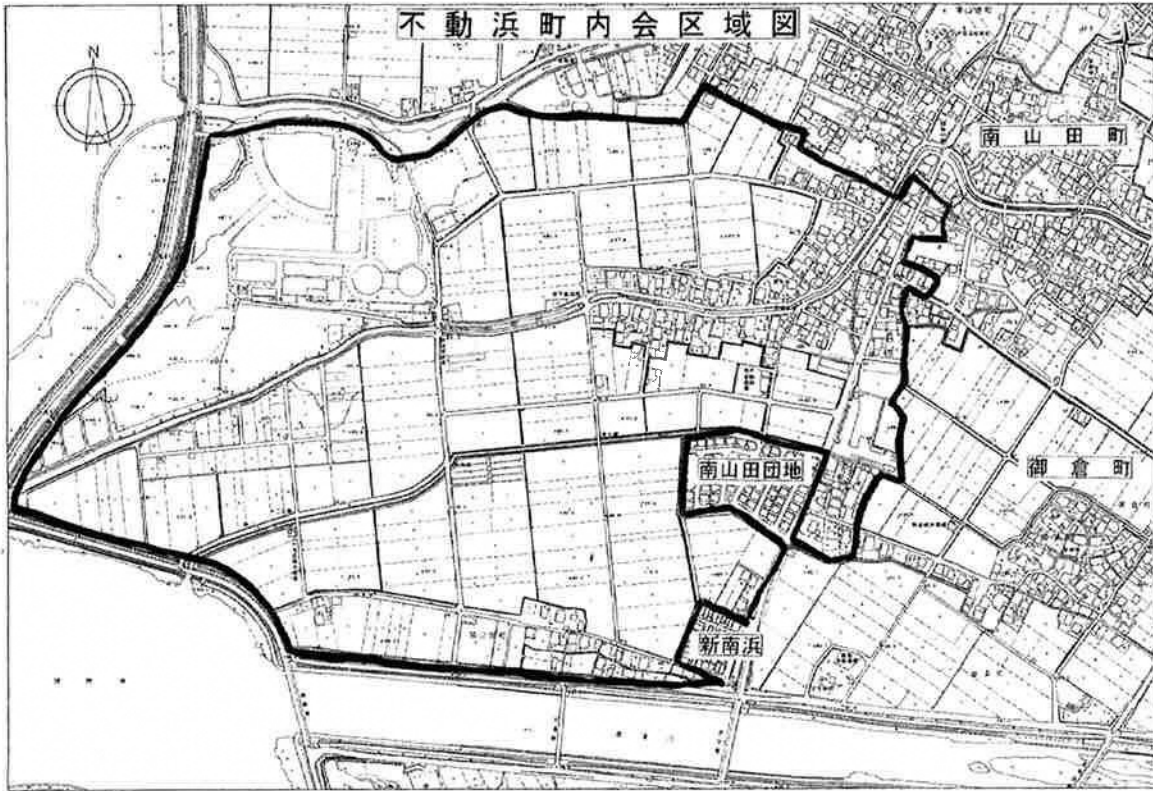
なし

7 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名および住所)

なし

8 認可年月日

令和3年4月19日



(令和3年4月19日揭示済み)

草津市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により認可した地縁による団体について、平成22年草津市告示第104号により告示した事項に変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月20日

草津市長 橋川 渉

1 名称

東元町町内会

2 変更があった事項

(1) 代表者の氏名および住所

田内 宏一

草津市草津一丁目20番3号

(2) 事務所

草津市草津一丁目20番3号

3 変更日

令和3年4月1日

(令和3年4月20日揭示済み)

草津市告示第175号

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月20日

草津市長 橋川 渉

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成22年草津市告示第153号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法律上の婚姻をしている夫婦」を「夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「配偶者」の右に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第4条第1項第3号中「法律上の婚姻をしている」を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（助成金の返還）

第6条 市長は、助成対象者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受け、または受けようとしたと認められるときは、助成金の交付を取り消し、または交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

別記様式第1号中「」を

「リセット後 」に

改め、「法律上の婚姻をしている」を削り、

「

税務関係資料閲覧承諾書

草津市特定不妊治療費助成金交付申請のために、子育て相談センター所長が私の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

住所 草津市
氏名 印

住所 草津市
氏名 印

」を

誓約および同意書

本申請書において助成金の交付を申請する特定不妊治療について、他の市区町村で本助成金と同様の趣旨による助成金その他の給付を受けていないことを誓約します。

また、本申請のために、子育て相談センター所長が私の住民登録の状況および税務関係資料を閲覧することを承諾します。

（夫）

住所 _____

氏名 _____

（妻）

住所 _____

氏名 _____

」に

改める。

別記様式第3号中「」を

「リセット後 」に

改める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。
（経過措置）

2 この要綱による改正後の草津市特定不妊治療費助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日以降に特定不妊治療を終了した者について適用し、同日前に特定不妊治療を終了した者に係る助成金については、なお従前の例による。

（助成の申請の特例）

3 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に特定不妊治療を終了した者に係る第4条の規定の適用については、同条中「6月末日まで」とあるのは「10月末日（休日の場合はその翌日）まで」と読み替えるものとする。

（令和3年4月20日揭示済み）

草津市告示第176号

令和3年4月21日開会の草津市議会臨時会において議決を経た令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和3年4月21日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

令和3年度草津市一般会計補正予算(第2号)

令和3年度草津市財産区特別会計補正予算(第1号)

2 要領 略

(令和3年4月21日揭示済み)

草津市告示第177号

草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月21日

草津市長 橋川 渉

草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、臨時特別給付金を早期に支給する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領」(「低所

得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について」(令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙)に基づき、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 草津市(以下「市」という。)は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)または福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)に対し、給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

(1) 令和3年4月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)

(2) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされているもの(以下「法第13条の2支給停止者」という。)、または法第6条の規定に基づく草津市長(以下「市長」という。)の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部または一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの(以下「公的年金給付等受給者」という。)

① 当該者(法第4条第1項第1号ロまたは二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロまたは二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)で定める児童の養育者を除く。)	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満(収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合であっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受
--	---

	<p>けたとき、または当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。</p>						
<p>② 当該者（①に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合であっては、その受給額を含む。）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 465 1225 712"> <p>児童扶養手当受給者、および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和3年4月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p> </td> <td data-bbox="1225 465 1401 712"> <p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 712 1225 965"> <p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年度予備費閣議決定日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p> </td> <td data-bbox="1225 712 1401 965"> <p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 965 1225 1104"> <p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの</p> </td> <td data-bbox="1225 965 1401 1104"> <p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p> </td> </tr> </table>	<p>児童扶養手当受給者、および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和3年4月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>	<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年度予備費閣議決定日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>	<p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
<p>児童扶養手当受給者、および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和3年4月1日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>							
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年度予備費閣議決定日以後に死亡したもの（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>							
<p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡したもの</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>							
<p>③ 当該者の配偶者または当該者が父もしくは母である場合であっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくするものもしくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持するもの</p>	<p>法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>	<p>（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）</p>						
<p>(3) 申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）または法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）</p>	<p>第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。</p>	<p>2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）の金額は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が二人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうち一人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。</p>						
		<p>（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込み等）</p>						
		<p>第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込みを行う。</p>						
		<p>2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金（ひとり親世帯分）の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、児童扶養手当受給者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。</p>						
		<p>3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給</p>						

を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の方式）

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対して、第1号に係る方式により給付金（ひとり親世帯分）の支給を行う。ただし、給付金（ひとり親世帯分）の支給決定時点において当該口座を解約等しており、給付金（ひとり親世帯分）の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる方式により支給を行う。

(1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和3年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 児童扶養手当受給者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号。以下「給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書」という。）により届け出た指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 児童扶養手当受給者が給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号）にて届け出ることにより、窓口で現金を交付することにより支給する方式（公的年金給付等受給者ならびに家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）に係る申請受付開始日および申請期限）

第6条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）に係る市の申請受付開始日は、令和3年5月10日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までとする。

（公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の申請および支給の方式）

第7条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする者（以下「給付金（ひとり親世帯分）申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（別記様式第3号。以下「給付金（ひとり親世帯分）申請書」という。）により申請を行う。

（給付金（ひとり親世帯分）申請書」という。）により申請を行う。

2 給付金（ひとり親世帯分）申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により市に提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を市の窓口へ提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍簿本ならびに簡易な収入・所得（見込）額の申立書（別記様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が第2条の要件を満たす者であることの確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（給付金（ひとり親世帯分）申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周

知)

第10条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者および監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金（ひとり親世帯分）申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（支払ができない場合の取扱い）

第12条 市長は、第4条第3項の規定による支給決定を行った後、第5条第1号または第2号の方式による指定口座に給付金（ひとり親世帯分）の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに指定口座への振込みが口座解約、変更等によりできない場合は、第4条第1項の申込みを撤回する。また、第5条第3号の窓口現金受領方式で支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに現金の交付ができない場合も、同様とする。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月29日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第14条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

別記
様式第1号(第4条第2項関係)

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 受給拒否の届出書**



草津市長宛

1. 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号（第5条第2号、第3号関係）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給市区町村
草津 市長宛



1. 届出者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ()
		証書番号

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座（児童扶養手当を受給している御本人名義の口座に限ります。）

ア 指定の金融機関口座（原則、1. の届出者の口座とします。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1. 銀行 5. 信託 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信濃連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】（チェック欄（口）に『✓』を入れてください。）

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに支給が完了できない場合は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項を御記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し（コピー）を御用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し（コピー）』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を御用意ください。

様式第3号(第7条第1項関係)

公的年金給付等受給者用

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村: 草津市長宛



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

Application form for the applicant including fields for name, birth date, residence, and public pension status.

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金および遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金および退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金および障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

2. 監護等児童

令和3年3月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

Table for recording dependent children with columns for No., name, guardian, sex, disability status, birth date, residence, and cohabitation status.

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

3. 配偶者および扶養義務者

同居する配偶者または生計を同じくする扶養義務者等がある場合は記入してください。

Two tables for recording spouse and maintenance obligations, including fields for name and public pension status.

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ず御確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件(令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

下記にチェック(☑)してください。

<input type="checkbox"/>	令和3年3月31日時点において、事実婚状態にありませんでした。
--------------------------	---------------------------------

※「事実婚」とは、当事者間において社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているものです。同居していなくても、頻繁に定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合等には、事実婚が成立しているものとして取り扱う場合があります。

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 <既に、児童扶養手当の認定を受けている場合>
 児童扶養手当の登録口座への振込を希望(受取口座の記入・確認書類の添付は不要です。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナのみ)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 信託 3. 信連 7. 信連連 4. 信連	本・支店 本・支所 出店所	1. 普通 2. 当座	(任意でお書きください。)	※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

- イ 窓口での現金支給を希望
 ※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。)

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに支給が完了できない場合は、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項を御記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ 戸籍謄本または抄本を御用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」および「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)額の申立書』(別記様式第4号)
※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

家計急変者用

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村: 草津 市長宛



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日: 年 月 日

Table with fields for Name (フリガナ), Birth Date, Current Residence, Telephone, and Public Pension Status.

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金および遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金および退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金および障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

Table with columns: No., Name (フリガナ), Surname, Gender, Disability Status, Birth Date, Residence Status, and Address (if separate residence).

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

3. 配偶者および扶養義務者

同居する配偶者または生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

Two tables side-by-side for recording Spouse/Supporter and Supporter/Supporting Obligor details, including name and public pension status.

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ず御確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

下記にチェック(☑)してください。

<input type="checkbox"/>	現在、事実婚状態にありません。
--------------------------	-----------------

※「事実婚」とは、当事者間において社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているものです。同居していなくとも、頻りに定期的な訪問があり、かつ、定期的な生計費の補助を受けている場合等には、事実婚が成立しているものとして取り扱う場合があります。

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 <既に、児童扶養手当の認定を受けている場合>

- 児童扶養手当の登録口座への振込を希望(受取口座の記入・確認書類の添付は不要です。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (5桁目でお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに支給が完了できない場合は、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項を御記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※戸籍謄本または抄本を御用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」および「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別記様式第4号)
※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第4号（第7条第3項関係）

簡易な収入額の申立書（申請者本人用）
【公的年金給付等受給者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」と一緒に御提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の令和元年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」も併せて御提出ください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の令和元年（平成31年1月～令和元年12月）の年間収入の内訳を御記入ください。

※年間額を御記入ください。

	金額										円	注意事項	
養育費【A】													※養育費の支給を受けている場合に御記入ください。
給与収入【B】													※給与収入がある場合に御記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類を御提出ください。
事業収入または不動産収入【C】													※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類を御提出ください。
年金相当収入【D】 (a-b)													※「年金収入【a】－児童扶養手当相当額【b】」で計算した額を御記入ください。
年金収入【a】													※公的年金収入がある場合に御記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額がわかる書類を御提出ください。
児童扶養手当相当額【b】													※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額を御記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（年額）

令和元年12月31日時点での児童数	支給額（年額）	※参考（月額）
児童0人	0円	0円
児童1人	122,160円	10,180円
児童2人	183,360円	15,280円
児童3人	226,080円	18,840円
児童4人	256,800円	21,400円

※B人以上の場合は、1人増えるごとに36,720円（月額）を算出してください。

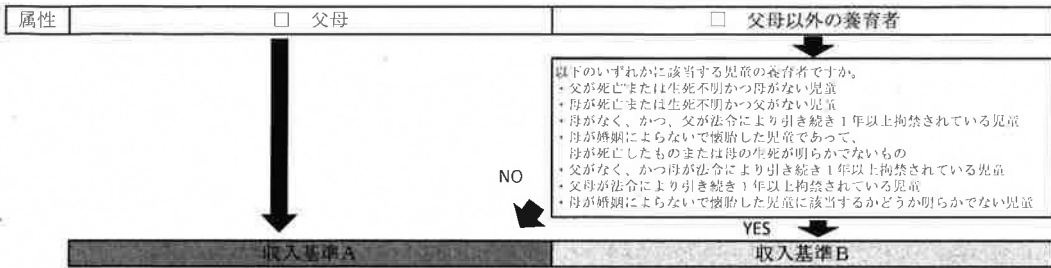
②令和元年（平成31年1月～令和元年12月）の年間収入の合計額を御記入ください。

年間収入額 (A+B+C+D)											円	※①のA種の収入額の合計額を御記入ください。
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------------------------

（次ページに続きます。）

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）または養っている親族以外の児童（令和元年12月31時点で扶養を行っている者）の氏名を御記入ください。【☆】

収入基準Aの方			収入基準Bの方		
フリガナ	氏名	該当する場合は◎または○ 16歳以上23歳未満の親族(◎) 70歳以上の親族、配偶者(○)	フリガナ	氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外)の親族
1			1		
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		

(3) (2) で御記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	3,114,000円
<input type="checkbox"/>	1人	3,650,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,125,000円
<input type="checkbox"/>	3人	4,600,000円
<input type="checkbox"/>	4人	5,075,000円
<input type="checkbox"/>	5人	5,550,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに175,000円を加算した金額を御記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	3,725,000円
<input type="checkbox"/>	1人	4,200,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,675,000円
<input type="checkbox"/>	3人	5,150,000円
<input type="checkbox"/>	4人	5,625,000円
<input type="checkbox"/>	5人	6,100,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに175,000円を加算した金額を御記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i (3) で選択した基準額	_____円
ii (2) の◎の数×150,000円	_____円
iii (2) の○の数×100,000円	_____円
収入基準額 (i + ii + iii)	_____円
V	
年間収入額 (表面の②)	_____円

i (3) で選択した基準額	_____円
ii (2) の○の数×60,000円	_____円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	_____円
V	
年間収入額 (表面の②)	_____円

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「児童手当受給権立替」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『√』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

- 【要件】に該当しています。 収入額が分かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 本申立の内容に相違ありません。

_____年 _____月 _____日 申請者氏名 _____

簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）
【公的年金給付等受給者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」、「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」と一緒に御提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の令和元年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書（「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」）を御提出ください。
- 下記にある⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①令和3年3月31日時点で申請者と生計を同じくしていた方の属性にチェック（☑）してください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名	
----	--

②①で選択した方の令和元年（平成31年1月～令和元年12月）の年間収入の内訳を御記入ください。

※年間の額を御記入ください。

	金額	注意事項
給与収入【A】	円	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
事業収入または不動産収入【B】	円	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
年金収入【C】	円	※公的年金収入がある場合に御記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

③令和元年（平成31年1月～令和元年12月）の年間収入の合計額を御記入ください。

年間収入額 (A+B+C)	円	※②のAの収入額の合計額を御記入ください。
------------------	---	-----------------------

④①の方が生計を同じく養っている親族（令和元年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名を御記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○
		70歳以上（配偶者以外） の親族
1		
2		
3		

	フリガナ 氏名	該当する場合は○
		70歳以上（配偶者以外） の親族
4		
5		
6		

（次ページに続きます）

⑤④で御記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	入	円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに175,000円を超過した金額を御記入ください。

【要件チェック】		
i	左側で選択した基準額	円
ii	④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i + ii)		円
V		
年間収入額 (③)		円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。
※【要件】を満たさない場合でも、「困難な所得届申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

【要件】に該当します。 収入額の方から書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。

給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

本申立の内容に相違ありません。

_____年 _____月 _____日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得額の申立書 【公的年金給付等受給者】

○「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の【要件】または「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名	属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父妹 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曽祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報を記入してください。

A 「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の②または「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の③の金額を御記入ください。

年間収入額		円
-------	--	---

控除等

B Aの年間収入額のうち、養育費に係る控除の額（令和元年分（平成31年1月～令和元年12月））		
養育費を記入した方		円 ※養育費の20%の金額を御記入ください、※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。

C Aの年間収入額のうち、給与収入に係る給与所得控除の額（令和元年分（平成31年1月～令和元年12月））		
給与収入を記入した方		円 ※令和元年（平成31年1月～令和元年12月）の控除額を御記入ください。

D Aの年間収入額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の額（令和元年分（平成31年1月～令和元年12月））		
事業収入または不動産収入を記入した方		円 ※令和元年（平成31年1月～令和元年12月）の経費を御記入ください、※振替等の上記の経費がわかる書類を御提出ください。

E Aの年間収入額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の額（令和元年分（平成31年1月～令和元年12月））		
年金収入を記入した方		円 ※下記の表より控除額を確認し、御記入ください。
公的年金等控除	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が130万円以下の方 → 70万円 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
65歳未満	②	*
65歳以上	③	*
公的年金等控除	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が330万円以下の方 → 120万円 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円
65歳以上	②	*
65歳以上	③	*

F その他の控除						
(控除名)	a			円	e	円
(控除名)	b			円	f	円
(控除名)	c			円	g	円
(控除名)	d			円	h	円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)						円

※令和元年の課税額明細に記載のある、以下の控除の金額を御記入ください。

- ・雑居控除【記載額】
- ・医療費控除【記載額】
- ・小規模企業共済等掛金控除【記載額】
- ・障害者控除【27万円】
- ・特別障害者控除【40万円】
- ・寡婦・寡夫控除（児童の父母の場合を除く）【27万円】
- ・特別寡夫控除（児童の父母の場合を除く）【35万円】
- ・勤労学生控除【27万円】

その他、両用牛の売却による事業所得がある場合や、雑居先の繰越控除などがある場合にも御記入いただけます。なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記載できません。※控除が4つ以上ある場合は、1つの控除名の欄に、2つの項番または控除名を御記入ください。

G 社会保険料相当額		
	8 0 0 0 0	円 ※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。

H 各控除等の控除後の所得額 A - (B + C + D + E + F + G)		
年間所得額		円

→扶養親族が1人以上の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

（次ページに続きます）

I 要件に該当するか確認してください。
 (1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用)
 収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	1,920,000円
<input type="checkbox"/>	1人	2,300,000円
<input type="checkbox"/>	2人	2,680,000円
<input type="checkbox"/>	3人	3,060,000円
<input type="checkbox"/>	4人	3,440,000円
<input type="checkbox"/>	5人	3,820,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	2,360,000円
<input type="checkbox"/>	1人	2,740,000円
<input type="checkbox"/>	2人	3,120,000円
<input type="checkbox"/>	3人	3,500,000円
<input type="checkbox"/>	4人	3,880,000円
<input type="checkbox"/>	5人	4,260,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※0人又は1人未満の場合、1人を超えることに300,000円を加算した金額を御記入ください。

※0人以上1人未満の場合、1人を超えることに300,000円を加算した金額を御記入ください。

(3) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の◎の数×150,000円	円
iii ☆の○の数×100,000円	円
所得基準額 (i + ii + iii)	円
	V
年間所得額 (表面のH)	円

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の○の数×60,000円	円
<small>(○以外の氏名がない場合11。○の数を1つ減らして計算)</small>	
所得基準額 (i + ii)	円
	V
年間所得額 (表面のH)	円

→【所得要件】Hの年間所得額が所得基準額より低いこと

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名を御記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用） 【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」と一緒に御提出ください。
- 下記にある【要件1】および【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者と生計を同じくする扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者または申請者の生活を経済的に支えている以下の方が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

- ・ 申請者の配偶者
- ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族または兄弟姉妹

(※) 申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。

※上記の申請者の生活を経済的に支えている方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」も併せて御提出ください。

②申請者の令和2年2月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

令和__年__月		注意事項
収入内訳	養育費【A】	円 ※養育費の支給を受けている場合に御記入ください。
	給与収入【B】	円 ※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【C】	円 ※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金相当収入【D】 (a-b)	円 ※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額を御記入ください。
	年金収入【a】	円 ※公的年金収入がある場合に御記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
	児童扶養手当相当額【b】	円 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額を御記入ください。
収入合計額【A + B + C + D】		円 ※入替の収入額の合計額を御記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(別紙)

申請時時点での児童数	支給額(月額)
児童0人	0円
児童1人	10,180円
児童2人	15,280円
児童3人	18,340円
児童4人	21,400円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,960円(10円)を加算してください。



③②の収入合計額を12倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額 _____ 円

→扶養親族が1人以上の場合には、③が365万円未満であれば【要件2】を満たすため、④の記載は不要です。

(次ページに続きます)